

さがみ

支部ニュース

(公社) 神奈川労務安全衛生協会
相模原支部発行
相模原市中央区中央3-8-8
(桐生ビル 2F)
TEL 042-751-9396

令和6年度第75回全国労働衛生週間を迎えるにあたって

相模原労働基準監督署
署長 荻野 憲一



平素、神奈川労務安全衛生協会相模原支部会員事業場の皆様方におかれましては、労働基準行政、及び当監督署の業務運営に関し、多大なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今年も「全国労働衛生週間」の季節がやってきました。同週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場の自主的労働衛生活動を推進させることを目的に昭和25年から開催され、今年で75回目を迎えます。

今回のスローガンは、近年流行語になった「推し活」を想起させる、「推してます みんな笑顔の 健康職場」というものです。

健康職場の実現のためには、労使の自主的な取組が必須であり、労働者の心身の健康が確保されることが条件となります。その実現は、すべての事業場における喫緊の課題であり、究極の目標と言えるでしょう。

近年の労働災害増加の主要な原因の一つとして、労働者の高齢化が指摘されております。高齢労働者、そして働く女性が、安全に安心して働くことができる職場環境づくりをより一層進めていかなければなりません。

また、脳心臓疾患及び精神障害のいわゆる過労死等事案の新規の労災請求が毎月のようにあり、その処理に追われております。特に、精神障害事案の主要な原因として、ハラスメント、特に職場の上司等によるパワーハラスメントが挙げられておりますが、すべての職場においてハラスメント防止のための必要な措置、及びメンタルヘルス対策を適切に講じていただくことが重要です。

さらに、今年4月から、従来適用猶予とされていた事業・業務に対しても時間外労働の上限規制が適用されております。すべての事業場において、長時間労働の削減など過重労働による健康障害の防止対策を引き続き推進していただくようお願いいたします。

さて、化学物質に関しては、今般の法令改正により、個別具体的な規制から、危険性・有害性が確認されたすべての化学物質の自主的規制への転換が図られました。改正内容等のすべての取扱事業場への周知・浸透が必要と考えています。

なお、今夏も記録的な猛暑となりましたが、今後の熱中症予防対策は、年々上昇すると見込まれる平均気温を見据え、毎年ブラッシュアップさせていかなければなりません。

最後に、「全国労働衛生週間」を契機として、スローガンのとおり「推し活」の対象に向ける情熱と同様に「健康職場」の推進に対しても情熱を注いでいただき、もって、笑顔あふれる職場が実現することを願っております。

第75回 全国労働衛生週間

「推してます みんな笑顔の 健康職場」

相模原



本週間

10月1日⇒7日
準備期間

9月1日⇒30日

労働基準監督署 からのお知らせ

死亡災害防止のための取組の徹底について（緊急要請）

本年8月末日現在、神奈川県内における死亡災害の発生状況は18件となっており、6月末日時点では10件であったところ、この2か月でおおよそ2倍の発生件数となり、異常な事態となっています。

特に、クレーン作業に係る死亡災害が8月に3件発生しています。

このような状況を踏まえ、死亡災害防止のための取組の徹底、特にクレーン災害の防止について強化をお願いするべく、神奈川労働局において災害防止団体等に対し緊急要請を行いました。

警報！

8月に神奈川県内で5件の死亡労働災害が発生！！



神奈川労働局・県下各労働基準監督署

本年7月末までに13件13名の死亡災害が発生していましたが、8月にはさらに5名もの尊い命が失われました。そのうち3名は「クレーン作業」に関連する労働災害でした。発生概要はつぎのとおりです。

令和6年8月発生したクレーン関連死亡災害の概要

発生月 発生時刻 業種	発生状況図	発生概要
被災者年齢 8月上旬 10時頃 陸上貨物運送事業 (道路貨物運送業) 70～74歳		被災者はトレーラーでコンテナを受け取るため、コンテナレーンの横で停車待機していた。近くで作業していたタイヤ式橋形クレーンのスプレッダーが頂上に積んでいたコンテナに当たり、斜め下のコンテナを押し出し荷崩れして落下し、トレーラーヘッドが下敷きになって挟まれた。
8月上旬 7時頃 輸送用機械器具製造業 40～44歳		被災者は、故障したクレーンをメンテナンス位置まで移動させるため、生産ラインにある産業用ロボットの作業区内に立ち入ったところ、当該作業区内にある搬送装置が動き出し、腰部等を設備と搬送装置間に挟まれた。
8月下旬 5時頃 輸送用機械器具製造業 55～59歳		被災者は一人で天井クレーンの運転（無線操作式）をして、結束された鋼材（棒状）を切断機へ移動させる作業をしていたが、クレーンでつられた鋼材と手すりとの間に被災者が挟まれているのを発見された。

裏面の「基本遵守事項」を確認ください。

クレーン災害を防止するため 「基本遵守事項」を守りましょう！

- 1 作業計画はリスクアセスメントの結果に基づき策定し、現場における遵守を徹底すること
- 2 ワイヤロープ、クランプ、フック等の玉掛用具・つり具については作業開始前点検を励行し、限度を超える伸びや外れ止め故障など不具合があった場合は確実に補修、交換等を行うこと
- 3 クレーンの運転は、法定資格者に行わせることは当然であるが、運転能力向上のための教育を定期的実施すること。また、玉掛け作業の指揮は、有資格者かつ十分な経験を持つ者に行わせること。さらに荷崩れなどがないように確実に玉掛けを行わせること
- 4 「つり荷の下に入らないだけでなく、つり荷の進行方向への立ち入り禁止」を徹底すること
- 5 過荷重や強風等によりジブが折損したりワイヤロープが切断したりすることを確実に防止すること
- 6 クレーンが活線に接近することによる感電を確実に防止すること。このため近接する活線がある場合には電力会社に事前に対応などについて相談すること
- 7 特に移動式クレーン作業（トラッククレーン、ラフタークレーン、クローラクレーン等）においては、当該場所の状況に応じた敷き鉄板の敷設、アウトリガーの最大張り出しの徹底等も含めた作業計画を定め、移動式クレーンの転倒等による災害防止を徹底すること

神奈川県最低賃金の改正

令和6年10月1日から、神奈川県最低賃金は、時間額1,162円（50円引き上げ）となります。神奈川県最低賃金は、県内の事業場で働く、常用・臨時・パート・アルバイト等すべての労働者に適用され、使用者はこの金額以上を労働者に支払う必要があります。詳細については、神奈川労働局のホームページ（局長記者会見発表資料（令和6年8月29日））をご参照ください。



会社を取り巻く環境測定のお手伝い

- ◎作業環境測定 ◎排ガス測定
- ◎空気中の溶接ヒューム（マンガン）濃度測定
- ◎定量的フィットテスト
- ◎水質・大気・騒音・振動・臭気測定
- ◎土壌調査等
- ◎排気装置点検代行業務
- ◎その他、各種分析測定

作業環境測定機関登録 第14-45号
計量証明事業登録 濃度32号・音圧レベル第4号
振動加速度レベル第17号
土壌汚染状況調査 指定調査機関
建築物空気環境測定事業登録

名称：MHIファシリティサービス(株)
首都圏工場サービス部 相模原環境G



〒252-5293 相模原市中央区田名3000(三菱重工業(株)内)
TEL 042-762-1035 FAX 042-762-7740

労働安全衛生関係の一部の手續の電子申請が義務化されます

令和7年1月1日から、次の手續について、電子申請が原則義務化されます。

- ・労働者死傷病報告
- ・総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、産業医の選任報告
- ・定期健康診断結果報告
- ・心理的な負担の程度を把握するための検査結果報告
- ・有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- ・有機溶剤等健康診断結果報告
- ・じん肺健康管理実施状況報告

電子申請を行うにはe-GOVアカウント登録などが必要となります。詳細については、厚生労働省のホームページをご参照ください。

労働災害発生状況（14次防（神奈川計画））

神奈川労働局では、令和5年3月に厚生労働省が策定した「第14次労働災害防止計画」を踏まえた、「第14次労働災害防止計画（神奈川計画）」を策定しています。また、その進捗状況をホームページに掲載しています。目標達成のための重点事項や事業者が取り組むべき実施事項、重点事項ごとの進捗状況が記載されていますので、ご確認いただき、事業場における安全衛生活動の参考としてください。

事業者の皆さまへ

労働安全衛生関係の一部の手續の電子申請が義務化されます

2025年1月1日より以下の手續について、電子申請が原則義務化されます

- 労働者死傷病報告
- 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告

義務化されるもの以外にも...

- ・ 足場/局所排気装置等の設置・移転・変更届 (労働安全衛生法第88条に基づく届出)
 - ・ 特定化学物質など各種特殊健康診断結果報告 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/doukijun/denshishinsei.html
 - ・ 特定元方事業者の事業開始報告
- 電子申請の詳細はこちらからご確認ください。

電子申請をご利用いただくと、労働基準監督署へ来署せずに手続きすることができます。

- ・ 時間や場所にとらわれずに手続きが可能
- ・ スマホやタブレット、パソコン上でだけで手続きが完了
- ・ 電子署名・電子証明書の添付は不要

ぜひ電子申請をご利用ください！



厚生労働省労働基準局
広報キャラクター たしかめたん

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

第14次労働災害防止計画（神奈川計画）の概要

神奈川労働局（2024年（令和6年）7月末日現在）

計画期間 2023年度から2027年度まで

計画の全体目標

- ・2027年までに、神奈川県内の労働災害による死亡者数を20人以下とする。
 - ・2027年までに、神奈川県内の労働災害による死傷者数を2022年と比較して5%以上減少する。
- 【2022年(比較基準年):死亡者数30人、死傷者数7,792人】
【2027年(最終目標):死亡者数20人以下、死傷者数7,400人以下】

目標達成に向けた各年の指標



※令和5年（2023）実績値



目標達成のための重点事項

次の重点事項ごとに、

- 事業者による取組状況等に関する「アウトプット指標」（2、3頁）と、取組により期待される結果に関する「アウトカム指標」（4頁）を定め、実施状況を確認しつつ計画を推進します。
- 各重点事項については、事業者が労働者の協力を得て、一体的に取り組むことが重要です。
 - ・ 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
 - ・ 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
 - ・ 高齢労働者の労働災害防止対策の推進
 - ・ 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進
 - ・ 個人事業主等に対する安全衛生対策の推進
 - ・ 業種別の労働災害防止対策の推進
 - ・ 労働者の健康確保対策の推進
 - ・ 化学物質等による健康障害防止対策の推進

14次防取組み状況についてのアンケートにご協力をお願いいたします。



14次防アンケートアドレス <https://site.mhlw.go.jp/form/pub/roudou14/dai14jibou>

SafeWork 神奈川労働局・県下各労働基準監督署



令和6年度全国安全週間相模原地区推進大会

去る6月7日（金）相模原市民会館に於いて相模原労働災害防止団体連絡協議会共催による「令和6年度全国安全週間相模原地区推進大会」を多くの参加者を迎えて開催いたしました。



大会は、神奈川労働災害防止団体連絡協議会宮崎会長より主催者挨拶、来賓としてご臨席いただいた相模原労働基準監督署 萩野署長、相模原市 もとむら賢太郎市長よりご挨拶をいただきました。

続いて、労働災害防止へ熱心に取り組まれた安全成績が優秀な事業場6社、並びに災害防止活動に大きな功績を残された個人4名に功績賞として表彰状が授与されました。尚、神奈川労務安全衛生協会相模原支部の受賞団体及び個人については、末筆に掲載の通りです。

次に安全週間実施要綱について、相模原労働基準監督署 安全衛生課 三船課長より、今年のスローガン「危険に気付くあなたの目 そして摘み取る危険の芽 みんなで築く職場の安全」、令和5年の相模原署管内労働災害：休業4日以上666人、前年同期比20人減であること、及び近年特に多い転倒災害や熱中症対策についてご説明いただきました。

特別講演は、大塚製薬(株)ニュートラシューティカルズ事業部 松浦 紗季氏をお招きし、「企業における健康づくり」をテーマに、熱中症対策として、あらかじめ身体を内から冷やすプレクーリング、健康経営をサポートする支援サービスや参加型の講座のご紹介をいただき、各事業場の熱中症対策や健康経営への取り組みに役立つ講演となりました。



多くの皆様のご協力により、本大会を滞りなく終了することができました。心より感謝申し上げます。また、受賞されました事業場及び個人の皆様には、お喜び申し上げ、益々のご活躍を祈念いたします。



《受賞者のご紹介》 (敬称略)

当相模原支部関係で受賞された方は以下の通り

- ・田尾 弘 (株)トッパンパッケージプロダクツ
相模原工場
- ・流杉 晃一 SWCC(株) 相模原事業所
(安全部会 長淵 記)

令和6年度全国労働衛生週間 相模原地区推進大会



本大会は、滞りなく終了致しました。ご協力頂きました皆様に心より感謝いたします。ありがとうございました。

《受賞者の紹介》 敬称略
 神奈川県労務安全衛生協会相模原支部から功績賞を受賞された方は、次のとおりです。

- 中村 大亮 (株)オハラ
- 高橋 慶子 北里大学病院
 (衛生部会 和田 記)

9月6日(金)相模原市民会館に於いて、相模原労働災害防止団体連絡協議会の共催による「全国労働衛生週間相模原地区推進大会」が開催されました。

昨年は台風の影響で中止となり、2年ぶりの開催となりました。

本年度のスローガンは『推してます みんな笑顔の健康職場』です。

大会は、本大会主催者を代表し相模原労働災害防止団体連絡協議会 宮崎会長の挨拶から始まり、来賓の挨拶を相模原労働基準監督署の荻野署長、相模原市環境経済局の高林局長、更に相模原市医師会の細田会長よりご祝辞を頂きました。

また、相模原労働基準監督署安全衛生課の三船課長、陸上運送労働災害防止協会相模原分会の西脇分会長、神奈川県社会保険労務士会相模原支部の高澤支部長に来賓のご臨席を賜りました。

次に、相模原労働災害防止団体連絡協議会・会長賞の表彰式が行われました。

各災害防止団体から推薦された優秀団体賞は6事業場、功績賞は7名の方が受賞されました。受賞された皆様については、謹んでお祝いを申し上げます。

次に、相模原労働基準監督署の三船安全衛生課長により「全国労働衛生週間の実施要綱について」の説明を頂きました。

特別講演として「働く人のための腰痛予防～健康の観点から～」をテーマに、東海大学医学部基礎診療学系衛生学公衆衛生学助教の古屋様に講演をしていただきました。

本日参会の方々参考に、具体的な行動が起きることを期待しております。



地域医療支援病院

がん診療連携拠点病院

災害拠点病院

臨床研修指定病院



JA神奈川県厚生連
相模原協同病院

診療科目

内科/呼吸器内科/循環器内科/消化器内科/外科/呼吸器外科/精神科/心臓外科/血管外科/糖尿病・代謝・内分泌内科/血液内科
 リウマチ科/消化器外科/小児科/乳腺外科/皮膚科/泌尿器科/産婦人科/歯科口腔外科/腎臓内科/整形外科/脳神経外科/眼科/形成外科
 耳鼻咽喉科/リハビリテーション科/放射線診断科/放射線治療科/病理診断科/臨床検査科/麻酔科/救急科/緩和ケア内科/神経内科

〒252-5188 相模原市緑区橋本台4-3-1 TEL 042(761)6020(代) FAX 042(713)3525
 ホームページ: <http://www.sagamiharahp.com> E-mail: postmaster@sagamiharahp.com

事務局だより

会員事業場の皆様方には平素よりお世話になっております。8月より新たに黒谷郁子さんが事務局員として加わっておりますので紹介させていただくとともにご協力をお願いいたします。



当面の事業予定

- ☆第4回化学物質管理者研修会
10月9日(水) 9:20～ 会場：市民会館 第2大会議室
- ☆第2回K Y Tリーダー養成講習会
10月17日(木) 9:20～ 会場：市民会館 講習室
- ☆第2回安全衛生推進者養成講習会
10月21日(月)、22日(火) 9:20～
会場：市民会館 講習室
- ☆第2回職長の能力向上教育講習会
10月28日(月) 9:20～
会場：市民会館 講習室
- ☆第4回安全管理者選任時研修会
11月7日(木) 9:20～ 会場：市民会館 講習室
- ☆第4回保護具着用管理責任者選任時研修会
11月12日(火) 9:20～ 会場：市民会館 第2大会議室
- ☆第4回職長教育講習会
11月20日(水)、21日(木) 9:20～
会場：市民会館 第2大会議室
- ☆神奈川労務安全衛生大会
11月27日(水) 14:30～ 会場：崎陽軒本店5F
マンダリン
- ☆経営首脳者セミナー
11月29日(金) 14:00～ 会場：市民会館 第1大会議室
- ☆第2回有機溶剤作業従事者教育講習会
12月4日(水) 9:20～ 会場：市民会館 講習室
- ☆第2回リスクアセスメント講習会
12月12日(木) 9:20～ 会場：市民会館 講習室
- ☆第3回粉じん作業特別教育講習会
12月17日(火) 9:20～ 会場：市民会館 講習室
- ☆第5回化学物質管理者研修会
12月18日(水) 9:20～ 会場：市民会館 第2大会議室
- ☆安全祈願祭・賀詞交歓会
R7年1月10日(金) 11:50～
大山阿夫利神社

- ☆第5回保護具着用管理責任者選任時研修会
R7年1月15日(水) 9:20～
会場：市民会館 第2大会議室
- ☆第5回職長教育講習会
R7年1月22日(水)、23日(木) 9:20～
会場：市民会館 第2大会議室
- ☆第3回安全衛生推進者養成講習会
R7年1月30日(木)、31日(金) 9:20～
会場：市民会館 講習室

編集後記

安全衛生規則107条をご存知でしょうか。

「事業者は、機械（刃部を除く。）の掃除、給油、検査、修理又は調整の作業を行う場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、機械の運転を停止しなければならない。（略）」と、規定されています。機械の清掃・給油・調整時は機械を停止して行うのは当然ですが、機械稼働中に危険な行為による災害が残念ながら報告されています。弊社では、こうした107条に違反する行為を「禁止動作」と呼び、「禁止動作撲滅」を掲げた活動を継続しています。具体的な対応としては、機械に安全カバーを設置、エリアセンサーや光電管のセンサーなど設置による機械停止等です。ですが、機械によっては、こうした設備対策ができないこともあります。そうした機械を扱う者に「禁止動作」をさせないように、ハインリヒの法則を絡めた教育を実施しています。「ハインリヒの法則」はこの機関誌をご覧になっている方はご存知だと思います。1：29：300の数字が有名ですね。これを弊社ではこんな風に解説しています。「ある作業者が、稼働中に機械を清掃しようとして、機械の回転部分に手を330回出したとします。ハインリヒの法則によれば、300回は手を巻き込まれそうになりますが、災害までには至りません。そして29回は軽微な災害になり、1回は手を切断するような重篤な災害になります。危険な「禁止動作」を、最初は「怖い」と思っている、300回のヒヤリハットのうちは災害にはなりません。それが成功体験となって、禁止動作を続けるようになります。そしてある日突然、重篤な災害を引き起こすのです。禁止動作を続けているといつか必ず、災害を発生させてしまいます。だから禁止動作はやってはいけないのです。」以上、私共の教育でした。ご安全に！

(齋藤 記)

相模原地域産業保健センター

～地域産業保健事業～

地域産業保健センターでは、労働者数50人未満の小規模事業場の事業者やそこで働く人を対象として、労働安全衛生法で定められた保健指導などの産業保健サービスを無料で提供しています。ぜひ、ご活用ください。

<小規模事業場向けサービスの内容>

支援は全て無料です！

- 労働者の健康管理（メンタルヘルスを含む）に係る相談
- 健康診断の結果についての医師からの意見聴取
- 長時間労働者及びストレスチェックに係る高ストレス者に対する面接指導
- 個別訪問による産業保健指導の実施

詳しくは、ホームページをご覧ください (<http://www.kanagawas.johas.go.jp/>) **神奈川産保** で検索

相模原地域産業保健センター
〒252-0239 相模原市中央区中央3-12-3
商工会館新館4階
Tel 042-707-4225 Fax 042-707-4227
E-mail : sagamiharasanpo@gmail.com

神奈川産業保健総合支援センター
〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町3-29-1
第6安田ビル3階
Tel 045-410-1160 Fax 045-410-1161

独立行政法人
労働者健康安全機構

